

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位：千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	2,529,730	1	3	843,243
		(変電所・電気事業用)	1,257,920	2	3	838,612
第 2 項		(新線構築物)	1,164,031	3	4	873,022
		(新線立体交差化施設)	2,795,688	3	5	1,677,415
		(ガス事業用資産)	36,286,227	1	3	12,095,408
		(農業協同組合等共同利用設備)	62,735,808	2	3	41,823,868
第 3 項		(新線立体交差化施設)	17,853,726	1	6	2,975,637
		(ガス事業用資産)	19,702,636	1	3	6,567,546
第 4 項		(農業協同組合等共同利用設備)	247,046,611	1	3	82,350,798
		(農業協同組合等共同利用設備)	121,343,572	2	3	80,894,423
第 5 項		(外航船舶)	40,131,444	1	2	20,067,378
		(準外航船舶)	1,641,991	1	10	164,199
第 6 項		(内航船舶)	23,031,319	1	6	3,838,548
		(内航船舶)	3,462,267	1	4	865,563
第 7 項		(国際路線用航空機)	279,659,550	1	2	139,795,469
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
第 8 項		(離島路線用航空機)	-	2	15	-
		(離島路線用航空機)	-	1	10	-
第 9 項		(小型離島航空機)	-	1	3	-
		(小型離島航空機)	-	2	3	-
第 10 項		(日本放送協会)	-	1	4	-
		(日本放送協会)	-	1	2	-
第 11 項		(日本原子力開発機構)	194,503,988	1	2	97,252,815
		(日本原子力開発機構)	17,898,150	1	3	5,966,046
第 12 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	15,488,704	2	3	10,325,800
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 13 項		① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	3	-
		② (青函・本四 新線構築物)	-	1	6	-
		③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-
		④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	9	-
第 14 項		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	36	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-
第 15 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	8	-
		(宇宙航空研究開発機構)	-	3	20	-
第 16 項		(海洋研究開発機構)	-	1	10	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	6	-
第 17 項		(熱供給事業用資産)	15,476,495	1	3	5,159,549
		(熱供給事業用資産)	2,216,370	2	3	1,477,485
第 18 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4,345,103	1	3	1,448,405
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	613,013	2	3	408,673
第 19 項		(水資源機構)	58,418,499	1	3	19,472,829
		(水資源機構)	17,878,717	2	3	11,919,115
第 20 項		(水資源機構)	805,577	2	3	537,051
		(水資源機構)	219,284	4	5	175,424
第 21 項		(水資源機構)	100,985,190	1	2	50,492,602
		(水資源機構)	31,484,221	3	4	23,613,165

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第	① (特定地方交通線)	1,088,744	1	4	272,186
	② (新線構築物)	-	1	12	-
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		-	1	12	-
		-	1	24	-
⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-	
	-	1	6	-	
三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	38,859,621	5	24	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	1,498,035	2	3	12,953,267
百	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	11,134,541	1	2	998,685
	第 24 項 (関西国際空港(株))	342,882	1	3	5,567,266
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	208,925	2	3	114,294
	第 26 項 (信用協同組合等)	10,399	1	6	139,285
四	第 28 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	20,937,392	1	2	1,733
	第 29 項 (中部国際空港(株))	154	1	4	10,468,696
	第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	2	38
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	765,980	3	5	-
十	第 32 項 (自動車安全運転センター)	4,179,743	3	4	459,567
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	7,622	9	10	3,134,807
	第 34 項 (外国貿易用コンテナ)	2,847,419	3	5	6,860
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	34,010,208	1	2	1,708,451
九	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	42,930	1	3	17,005,104
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	2	3	14,311
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	4,399	1	6	-
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	23,574	1	3	731
条	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	250,216	1	6	7,855
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	226,244	1	3	41,702
	旧第 29 項 (日本電気計器検定所)	1,334,717	1	2	75,415
	旧第 30 項 (日本消防検定協会)	34,351,318	4	5	667,359
の	旧第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	-	-	-	27,481,020
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	-	-	-
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	4,381	1	2	2,191
	旧第 34 項 (外国貿易用コンテナ)	-	1	3	-
三	旧第 35 項 (特定地方交通線)	320,173	1	3	106,723
	旧第 36 項 (新線構築物)	121,373	1	6	20,229
	旧第 37 項 (新線立体交差化施設)	317,915	1	2	158,959
	旧第 38 項 (河川事業鉄軌道用資産)	60,994	1	3	20,331
の	旧第 39 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	19,258	1	6	3,209
	旧第 40 項 (信用協同組合等)	64,576	1	2	32,287
	旧第 41 項 (変・送電用資産 (変電用資産))	11,687	1	3	3,895
	旧第 42 項 (変・送電用資産 (送電用資産))	1,523	1	6	255
三	旧第 43 項 (変・送電用資産 (変電用資産))	-	1	2	-
	旧第 44 項 (変・送電用資産 (送電用資産))	1,856,760	1	3	618,925
	旧第 45 項 (変・送電用資産 (送電用資産))	62,556	1	6	10,428
三	旧第 46 項 (変・送電用資産 (送電用資産))	1,150,374	1	2	575,187

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	5	6	-
		1,183	1	3	394
	旧第32項 (高压ガス保安協会)	32,625	1	6	5,438
		-	1	2	-
法 第 三 十 四 条	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	158,197	1	6	26,366
		17,921	1	2	8,960
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (倉庫等)	14,633	2	3	9,756
		404,057	1	2	202,019
		4,210,550	3	4	3,157,915
		48,389	5	6	40,325
		-	7	8	-
	第2項 (公共の危害防止施設等)	419,674,432	1	6	69,951,984
		142,349,709	1	3	47,449,905
		14,909,264	2	3	9,939,412
		27,340,154	1	2	13,670,171
	第3項 (公害防止設備)	9,564,904	3	4	7,173,675
		20,053,759	1	3	6,684,705
		5,323,118	2	3	3,548,747
		4,251,884	1	2	2,125,945
	第4項 (国内路線用航空機)	970,243	3	4	727,675
		361,563	2	3	241,043
		-	1	2	-
-		2	5	-	
第6項 (緑化施設)	189,942	1	2	94,972	
	-	1	3	-	
第7項 (鉄道駅の耐震補強工事)	1,787,688	2	3	1,191,764	
第9項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	825,800	1	2	412,900	
	552,608	3	5	331,564	
第10項	(沖縄電力株)	-	2	3	-
		-	2	9	-
	(沖縄電力株 変・送電用資産)	-	4	9	-
		-	2	5	-
第11項 (廃棄物再生処理用機械設備)	-	1	2	-	
	2,279,714	2	3	1,519,809	
	4,128,120	3	4	3,096,091	
	305,610	4	5	244,490	
第12項 (大規模地震防災応急対策用資産)	24,275	2	3	16,183	
	24,111	3	4	18,082	
第13項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第14項 (高度テレビジョン放送施設)	111,557,597	3	4	83,669,707	
	3,154,371	2	3	2,102,897	
	14,252,571	1	2	7,126,276	
	416,481	2	3	277,634	
	1,507,590	4	5	1,206,044	
第15項 (広帯域加入者網構築設備)	362,461	3	4	271,846	
	157,487	7	8	137,801	
	3,336,659	4	5	2,669,326	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 17 項 (雨水貯留浸透施設)	99,322	1	2	49,661
		22,701	2	3	15,135
	第 18 項 (地方卸売市場)	407,304	1	2	203,652
		-	2	3	-
	第 19 項 (電気動力源自動車用設備)	1,184,203	2	3	789,468
	第 20 項 (鉄道駅総合改善事業)	19,339,740	3	4	14,504,821
	第 21 項 (国際船舶)	-	1	15	-
附	第 22 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3(6)との連乗後))	2,651,075	1	6	441,841
	① (特定鉄道事業譲受資産)	2,306	1	2	1,153
	② (新線構築物)	48,109	1	6	8,018
		-	1	3	-
		-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	12	-
	第 23 項 ④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	3	-
		-	5	12	-
則	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-
		-	5	12	-
		-	3	8	-
	⑥ (変・送電用資産)	-	9	20	-
	-	3	10	-	
第	第 24 項 (鉄道車両安全向上設備)	1,771,710	1	2	885,857
		628,019	1	4	157,006
	第 25 項 (家畜排せつ物管理施設)	3,449,887	1	2	1,725,423
	第 26 項 (バリアフリー化改良工事)	7,550,190	2	3	5,033,455
	第 27 項 (低床車両)	337,856	2	3	225,238
		843,970	1	4	210,993
	第 28 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	100,922	1	3	33,641
		3,476,543	2	3	2,317,696
		-	1	2	-
		8,932,031	1	2	4,466,015
十	第 30 項 (PFI 公共施設)	6,940,703	1	2	3,470,351
	第 31 項 (都市利便施設)	3,859,189	1	2	1,929,594
	第 32 項 (IC カード利用機械)	5,293,596	3	4	3,970,121
		1,394,566	4	5	1,115,624
	第 33 項 (成田国際空港(株))	45,914,242	3	4	34,435,682
	第 34 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
	第 35 項 (スーパー中核港湾)	4,673,357	1	2	2,336,678
	第 36 項 (都市鉄道利便増進施設)	148,111	2	3	98,741
	第 37 項 (次世代通信網構築設備)	1,384,487	3	4	1,038,367
		8,852,331	4	5	7,081,862
五	第 38 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	22,461,464	1	2	11,230,731
		2,774,231	3	5	1,664,538
	第 39 項 (テレワーク電気通信設備)	72,983	2	3	48,659
	第 40 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	78,124,046	1	2	39,062,410
	第 41 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 42 項 (バイオ燃料製造設備)	1,421,205	1	2	710,603
	第 44 項 (LGWAN-ASP 専用設備)	9,207	2	3	6,138
	第 45 項 (事業用太陽光発電設備)	6,526,931	2	3	4,351,294
	第 46 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	738	2	3	492

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	旧第5項 (公共危害防止構築物)	4,856,504	1	3	1,618,834
		497,363	1	2	248,680
		409,541	3	5	245,725
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	771,810	1	2	385,902
		1,273,710	2	3	849,137
		21,257,299	2	3	14,171,524
附	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	1,227,800	5	6	1,023,164
	旧第10項 (特定駐車場)	5,067	7	8	4,433
	旧第12項 (地域エネルギー利用施設)	16,060,912	5	6	13,384,094
		60,556	7	8	52,987
	旧第14項 (旧国際電信電話株)	-	3	5	-
		-	1	2	-
則	旧第15項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
	旧第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	8,749,945	1	2	4,374,972
	旧第15項 (老人保健施設)	7,795,418	1	5	1,559,084
		484,290	7	8	423,740
		-	1	6	-
第	旧第17項 (① (立体交差化施設))	-	-	-	-
	旧第17項 (② (旧交納付金法附則第19項))	-	-	-	-
	旧第17項 (③ (旧交納付金法附則第20項))	-	-	-	-
	旧第18項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	114,146	5	6	95,120
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	5,602,840	1	2	2,801,420
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	4,720	2	3	3,147
十	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	57,519,031	5	6	47,928,004
		8,986,856	4	5	7,273,618
	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-
		892,818	3	4	669,665
	旧第26項 (電線類の地中化設備)	127,390	9	10	114,616
	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	652,402	3	4	489,303
五	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	1,633,176	4	5	1,306,537
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	801,574	5	6	667,971
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-
		-	3	4	-
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	422,650	1	2	211,327
条	旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-
		1,949,840	1	2	974,919
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	10,211,888	1	4	2,552,971
	旧第45項 (地下駅火災対策)	1,393,271	2	3	928,848
	旧第46項 (地下浸水対策)	55,731	2	3	37,154
		-	1	2	-
	3,226,391	1	2	1,613,196	
	40,533	1	4	10,133	

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 三島特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	3,608,514	1	2	1,804,258
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	72	-
			-	1	36	-
			-	1	16	-
			-	1	20	-
			-	3	40	-
	-	1	6	-		
	-	1	3	-		
	-	1	12	-		
	-	5	12	-		
	-	1	6	-		
	-	3	8	-		
	-	5	12	-		
	63	3	10	18		
	-	3	8	-		
	-	9	20	-		
法五 附 則 第 十 三	第 1 項	① (承継特例)	30,128	3	5	18,073
	承継と・納法連 特三旧付と乗	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3	10	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		第 2 項 (基盤整備事業)	12,442	-	-	1,832
旧十 法六 附 則 第 二	第 2 項	(三宅村特例)	-	1	2	-
	第 5 項	(能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 7 項	(新潟県中越沖地震特例)	230,641	1	2	115,320
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項	(新潟県中越地震特例)	1,733,291	1	2	866,645

(2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	7,180	1	3	2,394
		(変電所・電気事業用)	1,021	2	3	680
	第 2 項	(新線構築物)	23,032,881	3	4	-
		(新線立体交差化施設)	-	3	5	-
	第 3 項	(ガス事業用資産)	23,032,881	1	3	7,677,626
		(農業協同組合等共同利用設備)	28,177,799	2	3	18,785,198
	第 4 項	(外航船舶)	7,168,964	1	6	1,194,827
		(準外航船舶)	-	1	3	-
	第 5 項	(内航船舶)	59,831,218	1	3	19,943,729
		(国際路線用航空機)	28,619,779	2	3	19,079,839
	第 6 項	(離島路線用航空機)	68,223	1	2	34,112
		(小型離島航空機)	-	1	10	-
	第 7 項	(日本放送協会)	1,070,823	1	6	178,470
		(日本原子力開発機構)	2,083	1	4	521
	第 8 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	72,164,997	1	2	36,082,466
		① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	5	-
	第 9 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	2	15	-
		③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	10	-
	第 10 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	3	-
(河川事業鉄軌道用資産)		-	2	3	-	
第 11 項	(宇宙航空研究開発機構)	66,817,494	1	2	33,408,738	
	(海洋研究開発機構)	40,378	1	3	13,459	
第 12 項	(熱供給事業用資産)	285	2	3	191	
	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	6	-	
第 13 項	(水資源機構)	-	1	3	-	
	(水資源機構)	-	1	6	-	
第 14 項	(水資源機構)	-	1	18	-	
	(水資源機構)	-	1	9	-	
第 15 項	(水資源機構)	-	1	36	-	
	(水資源機構)	-	1	8	-	
第 16 項	(水資源機構)	-	3	20	-	
	(水資源機構)	-	1	10	-	
第 17 項	(水資源機構)	-	1	6	-	
	(水資源機構)	-	1	3	-	
第 18 項	(水資源機構)	-	2	3	-	
	(水資源機構)	-	5	6	-	
第 19 項	(水資源機構)	344,496	1	3	114,832	
	(水資源機構)	6,174	2	3	4,116	
第 20 項	(水資源機構)	715,389	1	3	238,463	
	(水資源機構)	269,667	2	3	179,777	
第 21 項	(水資源機構)	52,005,018	1	3	17,335,002	
	(水資源機構)	14,729,901	2	3	9,819,930	
第 22 項	(水資源機構)	621,242	2	3	414,162	
	(水資源機構)	150,894	4	5	120,713	
第 23 項	(水資源機構)	-	1	2	-	
	(水資源機構)	-	3	4	-	

(その2) (単位: 千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第	① (特定地方交通線)	-	1	4	-	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
			-	1	12	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	24	-
三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	12,156,248	1	3	4,052,075	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	235,778	2	3	157,180	
百	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	4,751,887	1	2	2,375,939	
	第 24 項 (関西国際空港株)	321,539	1	3	107,180	
四	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	179,060	2	3	119,374	
	第 26 項 (信用協同組合等)	10,399	1	6	1,733	
十	第 28 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	2	-	
	第 29 項 (中部国際空港株)	-	1	4	-	
九	第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	2	-	
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	432,862	3	5	259,696	
条	第 32 項 (自動車安全運転センター)	2,914,339	3	4	2,185,755	
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	9	10	-	
の	第 34 項 (外国貿易用コンテナ)	2,144,977	3	5	1,286,986	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	1	2	-	
三	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	3,280	1	3	1,094	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	2	3	-	
の	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	1,424	1	6	237	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	1,966	1	3	655	
三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	6	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	-	
の	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	16,776	1	2	8,388	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	33,577,936	4	5	26,862,314	
三	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	-	-	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	-	-	-	
の	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	3,425	1	2	1,713	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	-	
三	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	237,441	1	3	79,145	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	101,409	1	6	16,902	
の	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	248,197	1	2	124,099	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	9	1	3	3	
三	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	1	6	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	275	1	2	137	
の	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	10,169	1	3	3,389	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	1,523	1	6	255	
三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	2	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	418,737	1	3	139,577	
の	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	12,821	1	6	2,136	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	270,540	1	2	135,272	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	5	6	-
	旧第32項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-
		-	1	6	-
		-	1	2	-
法 附 則 第 十 五 条	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-
		-	1	2	-
		-	2	3	-
		197,322	1	2	98,660
	第1項 (倉庫等)	1,824,560	3	4	1,368,417
		-	5	6	-
		-	7	8	-
		85,958,214	1	6	14,326,326
	第2項 (公共の危害防止施設等)	41,606,583	1	3	13,868,848
		3,013,182	2	3	2,008,772
		5,747,958	1	2	2,873,978
		2,169,778	3	4	1,627,332
	第3項 (公害防止設備)	3,069,827	1	3	1,023,277
		2,145,465	2	3	1,430,310
		145,591	1	2	72,796
		15,485	3	4	11,614
第4項 (国内路線用航空機)	176,090	2	3	117,393	
	-	1	2	-	
	-	2	5	-	
第6項 (緑化施設)	138,860	1	2	69,431	
第7項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	1	3	-	
第9項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1,062,469	2	3	708,311	
	825,800	1	2	412,900	
	552,608	3	5	331,564	
第 十 条	第10項 (沖縄電力株)	-	2	3	-
	(沖縄電力株 変・送電用資産)	-	2	9	-
	-	4	9	-	
	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
	636,372	2	3	424,248	
第11項 (廃棄物再生処理用機械設備)	777,899	3	4	583,422	
	32,829	4	5	26,264	
第12項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2,117	2	3	1,410	
	-	3	4	-	
第13項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 十 五 条	第14項 (高度テレビジョン放送施設)	47,195,296	3	4	35,396,458
		377,601	2	3	251,733
		993,348	1	2	496,668
		214,634	2	3	143,078
	第15項 (広帯域加入者網構築設備)	945,259	4	5	756,202
	-	3	4	-	
第 十 六 条	第16項 (有線テレビジョン放送施設)	144,550	7	8	126,482
		938,186	4	5	750,549

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 17 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-
		15,930	2	3	10,620
	第 18 項 (地方卸売市場)	51,901	1	2	25,950
		-	2	3	-
	第 19 項 (電気動力源自動車用設備)	931,575	2	3	621,049
	第 20 項 (鉄道駅総合改善事業)	19,200,807	3	4	14,400,605
附	第 21 項 (国際船舶)	-	1	15	-
	第 22 項 (離島航路事業用内航船舶(349 条の 3 ⑥との連乗後))	-	1	6	-
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
		-	1	3	-
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	12	-
	第 23 項 ④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	3	-
		-	5	12	-
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-
		-	5	12	-
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
	-	9	20	-	
	-	3	10	-	
第	第 24 項 (鉄道車両安全向上設備)	728,427	1	2	364,214
		329,332	1	4	82,333
	第 25 項 (家畜排せつ物管理施設)	-	1	2	-
	第 26 項 (バリアフリー化改良工事)	11,425	2	3	7,616
	第 27 項 (低床車両)	22,734	2	3	15,156
		-	1	4	-
十	第 28 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	100,922	1	3	33,641
		2,699,682	2	3	1,799,788
		-	1	2	-
	第 29 項 (新造車両)	8,207,166	1	2	4,103,582
	第 30 項 (PFI 公共施設)	4,648,981	1	2	2,324,490
	第 31 項 (都市利便施設)	3,859,189	1	2	1,929,594
	第 32 項 (IC カード利用機械)	2,514,959	3	4	1,886,210
		484,090	4	5	387,272
	第 33 項 (成田国際空港(株))	-	3	4	-
	第 34 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
五	第 35 項 (スーパー中核港湾)	4,673,357	1	2	2,336,678
	第 36 項 (都市鉄道利便増進施設)	148,111	2	3	98,741
	第 37 項 (次世代通信網構築設備)	38,560	3	4	28,919
		4,396,762	4	5	3,517,403
	第 38 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	22,461,464	1	2	11,230,731
		2,774,231	3	5	1,664,538
	第 39 項 (テレワーク電気通信設備)	764	2	3	511
	第 40 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	28,507,066	1	2	14,253,490
	第 41 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 42 項 (バイオ燃料製造設備)	849,065	1	2	424,533
条	第 44 項 (LGWAN-ASP 専用設備)	-	2	3	-
	第 45 項 (事業用太陽光発電設備)	2,313,834	2	3	1,542,556
	第 46 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	2	3	-

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	旧第5項 (公共危害防止構築物)	293,627	1	3	97,876
		77,416	1	2	38,708
		73,594	3	5	44,157
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	117,340	1	2	58,670
		164,462	2	3	109,642
	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	4,940,922	2	3	3,293,943
附	旧第10項 (特定駐車場)	10,885	5	6	9,070
	旧第12項 (地域エネルギー利用施設)	1,686	7	8	1,475
		550,670	5	6	458,892
		7,899	7	8	6,912
	旧第14項 (旧国際電信電話株)	-	3	5	-
		-	1	2	-
則	旧第15項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
	旧第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	3,957,846	1	2	1,978,923
	旧第15項 (老人保健施設)	5,557,289	1	5	1,111,457
		245,639	7	8	214,923
		-	1	6	-
第	旧第17項 ① (立体交差化施設)	-	-	-	-
	旧第17項 ② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
	旧第17項 ③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	95,188	5	6	79,322
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	5,602,840	1	2	2,801,420
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	4,720	2	3	3,147
十	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	21,957,009	5	6	18,297,462
		3,265,984	4	5	2,613,212
	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-
		-	3	4	-
	旧第26項 (電線類の地中化設備)	20,389	9	10	18,350
	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	48,368	3	4	36,278
五	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	566,372	4	5	453,095
		6,734	5	6	5,612
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-
		-	3	4	-
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	-	1	2	-
条	旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	138,893	1	2	69,446
		-	1	4	-
	旧第45項 (地下駅火災対策)	1,393,271	2	3	928,848
	旧第46項 (地下浸水対策)	55,731	2	3	37,154
		-	1	2	-
旧第49項 (特定特殊自動車)	563,598	1	2	281,800	
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-	

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	38,558	1	2	19,279
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	72	-
			-	1	36	-
			-	1	16	-
			-	1	20	-
			-	3	40	-
	-	1	6	-		
	-	1	3	-		
	-	1	12	-		
	-	5	12	-		
	-	1	6	-		
	-	3	8	-		
	-	5	12	-		
	-	3	10	-		
	-	3	8	-		
	-	9	20	-		
法五 附 則 第 十 三	第 1 項	① (承継特例)	7,297	3	5	4,376
	承継と 納法連 特三旧付と乗	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3	10	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
旧十 法六 附 則 第 二	第 2 項	(基盤整備事業)	323	-	-	161
	第 2 項	(三宅村特例)	-	1	2	-
	第 5 項	(能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 7 項	(新潟県中越沖地震特例)	-	1	2	-
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項	(新潟県中越地震特例)	-	1	2	-

(3) 都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	1,767,004	1	3	589,000
			1,190,261	2	3	793,506
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	1,067,500	3	4	800,622
			2,612,210	3	5	1,567,328
	第 3 項	(新線構築物)	13,253,346	1	3	4,417,782
			34,558,009	2	3	23,038,670
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	4,734,263	1	6	789,043
			19,702,636	1	3	6,567,546
	第 5 項	(ガス事業用資産)	180,979,257	1	3	60,328,360
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	90,215,717	2	3	60,142,535
	第 7 項	(外航船舶)	20,843,714	1	2	10,421,861
			1,641,991	1	10	164,199
	第 8 項	(準外航船舶)	18,614,904	1	6	3,102,481
			1,373,447	1	4	343,358
	第 9 項	(内航船舶)	167,624,906	1	2	83,777,714
			-	1	5	-
	第 10 項	(国際路線用航空機)	-	2	15	-
			-	1	10	-
	第 11 項	(離島路線用航空機)	-	1	3	-
		-	2	3	-	
第 12 項	(小型離島航空機)	-	1	4	-	
		-	1	2	-	
第 13 項	(日本放送協会)	99,361,821	1	2	49,681,814	
		1,714,759	1	3	571,587	
第 14 項	(日本原子力開発機構)	1,651,981	2	3	1,101,321	
		-	1	6	-	
第 15 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
第 16 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	18	-	
		-	1	9	-	
第 17 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-	
		-	1	18	-	
第 18 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	8	-	
		-	3	20	-	
第 19 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	10	-	
		-	1	6	-	
第 20 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
第 21 項		-	5	6	-	
		5,815,190	1	3	1,938,423	
第 22 項	(宇宙航空研究開発機構)	842,793	2	3	561,864	
		3,625,872	1	3	1,208,661	
第 23 項	(海洋研究開発機構)	342,950	2	3	228,632	
		6,128,006	1	3	2,042,669	
第 24 項	(熱供給事業用資産)	3,108,002	2	3	2,071,976	
		156,026	2	3	104,016	
第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	65,591	4	5	52,472	
		60,336,075	1	2	30,168,038	
第 26 項	(水資源機構)	31,327,190	3	4	23,495,392	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第	① (特定地方交通線)	1,088,744	1	4	272,186	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
			-	1	6	-
		-	5	24	-	
		-	3	16	-	
		-	9	40	-	
		-	3	20	-	
三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	24,759,007	1	3	8,252,988	
		977,283	2	3	651,521	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	6,146,907	1	2	3,073,450	
		21,343	1	3	7,114	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	29,865	2	3	19,911	
		-	1	6	-	
百	第 24 項 (関西国際空港株)	20,937,392	1	2	10,468,696	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	154	1	4	38	
		-	1	2	-	
	第 26 項 (信用協同組合等)	297,037	3	5	178,223	
四		1,216,720	3	4	912,539	
	第 28 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	7,622	9	10	6,860	
		702,442	3	5	421,465	
	第 29 項 (中部国際空港株)	34,010,208	1	2	17,005,104	
十	第 30 項 (情報通信研究機構)	39,650	1	3	13,217	
		-	2	3	-	
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	2,975	1	6	494	
		21,608	1	3	7,200	
九	第 32 項 (自動車安全運転センター)	250,216	1	6	41,702	
		226,244	1	3	75,415	
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1,041,876	1	2	520,938	
	第 34 項 (外国貿易用コンテナ)	773,382	4	5	618,706	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	
条	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	956	1	2	478	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		57,679	1	3	19,227	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	13,176	1	6	2,196	
		48,851	1	2	24,426	
		60,985	1	3	20,328	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	19,258	1	6	3,209	
		64,301	1	2	32,150	
		1,518	1	3	506	
三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		877,880	1	3	292,624	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	46,611	1	6	7,771	
		820,532	1	2	410,263	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-	
		-	5	6	-	
		180	1	3	60	
	旧第32項 (高压ガス保安協会)	2,465	1	6	411	
		-	1	2	-	
法 附 則 第 十 五 条	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	154,945	1	6	25,824	
		7,278	1	2	3,639	
		14,633	2	3	9,756	
	第 1 項 (倉庫等)		125,902	1	2	62,951
			2,069,278	3	4	1,551,956
			48,389	5	6	40,325
		-	7	8	-	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)		282,036,611	1	6	47,012,222
			91,786,721	1	3	30,595,592
			10,776,156	2	3	7,184,020
			19,285,871	1	2	9,643,028
	第 3 項 (公害防止設備)		7,264,377	3	4	5,448,282
			15,277,948	1	3	5,092,764
			3,155,921	2	3	2,103,948
	第 4 項 (国内路線用航空機)		3,859,995	1	2	1,930,000
			954,758	3	4	716,061
		65,591	2	3	43,728	
第 6 項 (緑化施設)		-	1	2	-	
		-	2	5	-	
第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)		51,082	1	2	25,541	
		-	1	3	-	
第 9 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		725,219	2	3	483,453	
		-	1	2	-	
第 10 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)		-	3	5	-	
	(沖縄電力(株))	-	2	3	-	
		-	2	9	-	
		-	4	9	-	
第 11 項 (廃棄物再生処理用機械設備)		-	2	5	-	
		-	1	2	-	
		1,581,594	2	3	1,054,397	
		2,082,071	3	4	1,561,557	
第 12 項 (大規模地震防災応急対策用資産)		252,596	4	5	202,077	
		20,477	2	3	13,652	
第 13 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)		24,111	3	4	18,082	
		-	1	2	-	
第 14 項 (高度テレビジョン放送施設)		-	3	5	-	
		53,491,671	3	4	40,120,019	
		2,003,390	2	3	1,335,590	
		9,085,110	1	2	4,542,549	
		198,722	2	3	132,472	
第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)		462,543	4	5	370,013	
		362,459	3	4	271,845	
第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)		10,041	7	8	8,785	
		2,317,697	4	5	1,854,156	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 17 項 (雨水貯留浸透施設)	99,322	1	2	49,661
		6,771	2	3	4,515
附	第 18 項 (地方卸売市場)	355,403	1	2	177,702
		-	2	3	-
則	第 19 項 (電気動力源自動車用設備)	201,519	2	3	134,345
	第 20 項 (鉄道駅総合改善事業)	136,833	3	4	102,625
	第 21 項 (国際船舶)	-	1	15	-
	第 22 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3(6)との連乗後))	2,464,738	1	6	410,785
	① (特定鉄道事業譲受資産)	2,304	1	2	1,152
	② (新線構築物)	48,109	1	6	8,018
		-	1	3	-
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
		-	1	6	-
	第 23 項 ④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	3	-
第	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-
		-	3	8	-
	⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-
		-	3	8	-
		-	9	20	-
		-	3	10	-
十	第 24 項 (鉄道車両安全向上設備)	1,039,853	1	2	519,928
		298,687	1	4	74,673
	第 25 項 (家畜排せつ物管理施設)	549,847	1	2	274,926
	第 26 項 (バリアフリー化改良工事)	2,561,521	2	3	1,707,676
	第 27 項 (低床車両)	315,122	2	3	210,082
		843,970	1	4	210,993
		-	1	3	-
	第 28 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	776,861	2	3	517,908
		-	1	2	-
	第 29 項 (新造車両)	724,865	1	2	362,433
第 30 項 (PFI 公共施設)	2,291,722	1	2	1,145,861	
五	第 31 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 32 項 (IC カード利用機械)	2,585,198	3	4	1,938,833
		285,708	4	5	228,538
	第 33 項 (成田国際空港(株))	44,709,974	3	4	33,532,481
	第 34 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
	第 35 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 36 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	2	3	-
	第 37 項 (次世代通信網構築設備)	1,281,845	3	4	961,381
		4,358,722	4	5	3,486,984
		-	1	2	-
条	第 38 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	-	3	5	-
		-	3	5	-
	第 39 項 (テレワーク電気通信設備)	71,955	2	3	47,971
	第 40 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	42,669,063	1	2	21,335,004
	第 41 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 42 項 (バイオ燃料製造設備)	226,084	1	2	113,041
	第 44 項 (LGWAN-ASP 専用設備)	9,207	2	3	6,138
	第 45 項 (事業用太陽光発電設備)	3,664,267	2	3	2,442,843
	第 46 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	2	3	-

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	旧第5項 (公共危害防止構築物)	4,296,423	1	3	1,432,141
		413,029	1	2	206,513
		218,977	3	5	131,386
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	642,947	1	2	321,471
		1,109,248	2	3	739,495
		15,731,806	2	3	10,487,867
附	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	1,216,572	5	6	1,013,810
	旧第10項 (特定駐車場)	3,381	7	8	2,958
	旧第12項 (地域エネルギー利用施設)	10,527,041	5	6	8,772,533
		29,594	7	8	25,895
	旧第14項 (旧国際電信電話株)	-	3	5	-
		-	1	2	-
則	旧第15項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
	旧第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	4,792,099	1	2	2,396,049
	旧第15項 (老人保健施設)	1,049,763	1	5	209,953
		148,432	7	8	129,877
		-	1	6	-
第	旧第17項 ① (立体交差化施設)	-	-	-	-
	旧第17項 ② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
	旧第17項 ③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	18,958	5	6	15,798
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-
十	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	28,046,144	5	6	23,367,581
		4,976,810	4	5	3,981,493
		-	1	2	-
	旧第21項 (共同研究施設)	-	3	4	668,862
	旧第26項 (電線類の地中化設備)	891,814	9	10	88,857
	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	213,995	3	4	160,487
五	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	998,499	4	5	798,796
	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	541,141	5	6	450,949
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-
		-	3	4	-
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	368,879	1	2	184,441
条	旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-
		-	1	2	-
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	1,806,933	1	2	903,466
	旧第45項 (地下駅火災対策)	10,211,888	1	4	2,552,971
	旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-
		-	2	3	-
	-	1	2	-	
	2,458,539	1	2	1,229,270	
旧第54項 (鉄道再生事業)	40,533	1	4	10,133	

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	992,614	1	2	496,308
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	12	-
			-	3	20	-
			-	1	40	-
			-	1	6	-
	-	1	3	-		
	-	1	12	-		
	-	5	12	-		
	-	1	6	-		
	-	3	8	-		
	-	5	12	-		
	-	3	10	-		
	-	3	8	-		
	-	9	20	-		
法五 附 則 第 十 三	第 1 項	① (承継特例)	17,236	3	5	10,340
	承 継 と 納 法 連 乗 特 三 旧 付 と 乗	② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3	10	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		第 2 項 (基盤整備事業)	12,119	-	-	1,671
旧十 法六 附 則 第 二	第 2 項	(三宅村特例)	-	1	2	-
	第 5 項	(能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 7 項	(新潟県中越沖地震特例)	188,388	1	2	94,194
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項	(新潟県中越地震特例)	1,733,291	1	2	866,645

(4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	755,546	1	3	251,849
		(変電所・電気事業用)	66,638	2	3	44,426
第 2 項		(新線構築物)	96,531	3	4	72,400
		(新線立体交差化施設)	183,478	3	5	110,087
第 3 項		(新線構築物)	-	1	3	-
		(新線立体交差化施設)	5,950,499	2	3	-
第 3 項	(ガス事業用資産)		-	1	3	-
			6,236,136	1	3	2,078,709
第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)		2,508,076	2	3	1,672,049
			19,219,507	1	2	9,611,405
第 5 項	(外航船舶)		-	1	10	-
			3,345,592	1	6	557,597
第 6 項	(内航船舶)		2,086,737	1	4	521,684
			39,869,647	1	2	19,935,289
第 7 項	(国際路線用航空機)		-	1	5	-
			-	2	15	-
第 8 項	(離島路線用航空機)		-	1	10	-
			-	1	3	-
第 9 項	(小型離島航空機)		-	2	3	-
			-	1	4	-
第 10 項	(日本放送協会)		-	1	2	-
			28,324,673	1	2	14,162,263
第 11 項	(日本原子力開発機構)		16,143,013	1	3	5,381,000
			13,836,438	2	3	9,224,288
第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	18	-
第 13 項	② (青函・本四 新線構築物)		-	1	9	-
			-	1	36	-
第 13 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1	18	-
			-	1	8	-
第 13 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	3	20	-
			-	1	10	-
第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	2	3	-
			-	5	6	-
第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)		9,316,809	1	3	3,106,294
			1,367,403	2	3	911,505
第 16 項	(海洋研究開発機構)		3,842	1	3	1,281
			396	2	3	264
第 17 項	(熱供給事業用資産)		285,475	1	3	95,158
			40,814	2	3	27,209
第 18 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		28,309	2	3	18,873
			2,799	4	5	2,239
第 19 項	(水資源機構)		40,649,115	1	2	20,324,564
			157,031	3	4	117,773

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第	第 20 項	① (特定地方交通線)	-	1	4	-
		② (新線構築物)	-	1	12	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
			-	1	24	-
			-	1	12	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
	三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	-	1	12	-
			-	1	6	-
			-	5	24	-
			-	3	16	-
百	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	1,944,366	1	3	648,204	
		284,974	2	3	189,984	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	235,747	1	2	117,877	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
	四	第 24 項 (関西国際空港株)	-	1	4	-
			-	1	2	-
		第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	2	-
-			3	5	21,648	
十	第 26 項 (信用協同組合等)	36,081	3	4	36,513	
		48,684	9	10	-	
	第 28 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	3	5	-	
		-	1	2	-	
九	第 29 項 (中部国際空港株)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
	第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
条	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
	第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	3	-	
		-	1	3	-	
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	276,065	1	2	138,033	
	第 34 項 (外国貿易用コンテナ)	-	4	5	-	
旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	-	-		
の	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	1	2	-	
		-	1	3	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		25,053	1	3	8,351	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	6,788	1	6	1,131	
		20,867	1	2	10,434	
	三	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	-	1	3	-
			-	1	6	-
旧第 27 項 (小型船舶検査機構)		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
三	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	6	-	
		560,143	1	3	186,724	
	3,124	1	6	521		
	59,302	1	2	29,652		

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	5	6	-
	旧第32項 (高圧ガス保安協会)	1,003	1	3	334
		30,160	1	6	5,027
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三		-	1	2	-
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	3,252	1	6	542
		10,643	1	2	5,321
		-	2	3	-
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (倉庫等)	80,833	1	2	40,408
		316,712	3	4	237,542
		-	5	6	-
		-	7	8	-
	第2項 (公共の危害防止施設等)	51,679,607	1	6	8,613,436
		8,956,405	1	3	2,985,465
		1,119,926	2	3	746,620
		2,306,325	1	2	1,153,165
		130,749	3	4	98,061
	第3項 (公害防止設備)	1,705,984	1	3	568,664
		21,732	2	3	14,489
		246,298	1	2	123,149
		-	3	4	-
	第4項 (国内路線用航空機)	119,882	2	3	79,922
		-	1	2	-
		-	2	5	-
第6項 (緑化施設)	-	1	2	-	
第7項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	1	3	-	
第9項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	3	-	
	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第10項	(沖縄電力株)	-	2	3	-
	(沖縄電力株) 変・送電用資産)	-	2	9	-
	-	4	9	-	
	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
第11項 (廃棄物再生処理用機械設備)	61,748	2	3	41,164	
	1,268,150	3	4	951,112	
	20,185	4	5	16,149	
第12項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1,681	2	3	1,121	
	-	3	4	-	
第13項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第14項 (高度テレビジョン放送施設)	10,870,630	3	4	8,153,230	
	773,380	2	3	515,574	
	4,174,113	1	2	2,087,059	
第15項 (広帯域加入者網構築設備)	3,125	2	3	2,084	
	99,788	4	5	79,829	
	2	3	4	1	
第16項 (有線テレビジョン放送施設)	2,896	7	8	2,534	
	80,776	4	5	64,621	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 17 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-
		-	2	3	-
法	第 18 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-
		-	2	3	-
法	第 19 項 (電気動力源自動車用設備)	51,109	2	3	34,074
	第 20 項 (鉄道駅総合改善事業)	2,100	3	4	1,591
法	第 21 項 (国際船舶)	-	1	15	-
	第 22 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3(6)との連乗後))	186,337	1	6	31,056
附	① (特定鉄道事業譲受資産)	2	1	2	1
	② (新線構築物)	-	1	6	-
附	③ (立体交差化施設)	-	1	3	-
		-	1	12	-
附	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	12	-
則	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-
		-	3	8	-
則	⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-
		-	3	8	-
則		-	9	20	-
		-	3	10	-
第	第 24 項 (鉄道車両安全向上設備)	3,430	1	2	1,715
		-	1	4	-
第	第 25 項 (家畜排せつ物管理施設)	2,900,040	1	2	1,450,497
	第 26 項 (バリアフリー化改良工事)	4,977,244	2	3	3,318,163
第	第 27 項 (低床車両)	-	2	3	-
		-	1	4	-
第	第 28 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-
		-	2	3	-
第	第 29 項 (新造車両)	-	1	2	-
	第 30 項 (PFI 公共施設)	-	1	2	-
十	第 31 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 32 項 (IC カード利用機械)	193,439	3	4	145,078
十	第 33 項 (成田国際空港(株))	624,768	4	5	499,814
	第 34 項 (国立大学校舎)	1,204,268	3	4	903,201
十	第 35 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 36 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
五	第 37 項 (次世代通信網構築設備)	-	2	3	-
		64,082	3	4	48,067
五	第 38 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	96,847	4	5	77,475
		-	1	2	-
五	第 39 項 (テレワーク電気通信設備)	-	3	5	-
		264	2	3	177
五	第 40 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	6,947,917	1	2	3,473,916
	第 41 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
五	第 42 項 (バイオ燃料製造設備)	346,056	1	2	173,029
	第 44 項 (LGWAN-ASP 専用設備)	-	2	3	-
条	第 45 項 (事業用太陽光発電設備)	548,830	2	3	365,895
	第 46 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
旧	第 1 項 (農山漁村電気施設)	738	2	3	492

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	旧第5項 (公共危害防止構築物)	266,454	1	3	88,817
		6,918	1	2	3,459
		116,970	3	5	70,182
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	11,523	1	2	5,761
		-	2	3	-
	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	584,571	2	3	389,714
		343	5	6	284
	旧第10項 (特定駐車場)	-	7	8	-
	旧第12項 (地域エネルギー利用施設)	4,983,201	5	6	4,152,669
		23,063	7	8	20,180
附	旧第14項 (旧国際電信電話株)	-	3	5	-
		-	1	2	-
	旧第15項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
		-	1	2	-
則	旧第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1,188,366	1	5	237,674
	旧第15項 (老人保健施設)	90,219	7	8	78,940
	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
	旧第17項 ② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
	③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
第	旧第18項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	-	5	6	-
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	7,515,878	5	6	6,262,961
		744,062	4	5	678,913
十	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-
		1,004	3	4	803
	旧第26項 (電線類の地中化設備)	8,268	9	10	7,409
	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	390,039	3	4	292,538
		68,305	4	5	54,646
五	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	253,699	5	6	211,410
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-
		-	3	4	-
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第31項 (牛処理衛生設備)	53,771	1	2	26,886
条	旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	4,014	1	2	2,007
		-	1	4	-
	旧第45項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-
	旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-
	-	1	2	-	
旧第49項 (特定特殊自動車)	204,254	1	2	102,126	
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-	

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	2,577,342	1	2	1,288,671
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	12	-
			-	3	20	-
			-	1	40	-
		⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	-	1	3	-		
	-	1	12	-		
	-	5	12	-		
	-	1	6	-		
	-	3	8	-		
	-	5	12	-		
	63	3	10	18		
	-	3	8	-		
	-	9	20	-		
法五 附則 第 十 三	第 1 項	① (承継特例)	5,595	3	5	3,357
	承継と 納法連 乗 特三旧付と乗	② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3	10	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-
旧十 法六 附則 第 二	第 2 項	(基盤整備事業)	-	-	-	-
	第 2 項	(三宅村特例)	-	1	2	-
	第 5 項	(能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 7 項	(新潟県中越沖地震特例)	42,253	1	2	21,126
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項	(新潟県中越地震特例)	-	1	2	-